

〈史料紹介〉

「御蔵本日記」よもやま小話

吉積久年

当館架蔵の徳山藩藩政史料群、すなわち徳山毛利家文庫の中

に「御蔵本日記」一一六六冊がある。元禄元年（一六八八）十

一月から明治元年（一八六八）四月までの分が間欠的に遺存す

る。また、徳山藩は正徳四年（一七一四）から享保四年（一七

一九）まで改易された時期がある。

その内容の余りの豊饒さに、ついつい惹かれて読まされるこ

ととなり、この作業に十数年を費やすことになった。読破する

とは思ひもよらぬことだった。

その内容については、関心の赴くままテーマを立てて「徳山

遠石の祭市と芝居興行―近世中期 地方小都市の社会―」（平成

七年三月『山口県史研究3』所載）などなど拙文としてきた。

さて、今回は、これまでとは異なつて大きな命題を立てず、

小石を拾うように、埋もれてしまひそうだが見捨て難い、ちょ

っと面白い小話をいくつか紹介し、当該日記の魅力をより一層

知ってもらおうと思う。

史料中の（※）の記述は筆者が注記したものである。

一 御貸付銀算用違ひ事件

享保十二年（一七二七）五月十八日条にこういふ記述がある。

一 小田仁右衛門儀、去ル辰巳両年（※享保九・十年）御貸

付方相勤候内、御帳定勘之儀、去秋、江戸御留守番トシ

テ被指登候間、間相無之、先乗船被仰付、定勘之儀、御

代官所へ御頼、当月より相究候処、御算用引合不埒有

之候、此段本人趣相尋候へてハ難分候、仁右衛門御番手

交代罷下候上、讃談被仰付、此節之御定勘可被指延哉之

趣、御代官池田権右衛門申出候、御吟味之上、仁右衛門

儀、江戸より被召下、右罪不審之廉々於御代官所相尋候

処申分無之候、就夫究方以心入下帳其外取替物等引合為

仕見候得共、御帳面に相違無之、後役引渡之不足銀不相

見ニ極り候、就夫左之通書取御代官所ヨリ差出候

享保九辰ノ年分御貸付方御算用書取

役人小田仁右衛門

一銀式百弍拾八貫五百四拾參匁八分七厘

（イ）

但此内弍百弍拾弍貫四匁六分四厘を先役鶴岡郎左衛門より受之、六貫五百三拾九匁弍分三厘ハ御米銀方勝屋甚右衛門より受之、引合右之辻受銀也

一同六貫百匁九分四厘五毛

但新借元銀六拾七貫七弍拾七匁八分御貸付之利銀之分

一同弍貫五百弍拾八匁九分五毛

但利安元銀五拾六貫三百五拾目四厘御貸付之利銀之分

一同四貫九拾八匁弍厘五毛

但元四拾貫九百八拾目弍分五厘御兩人口入銀御貸付之利銀之分

一同六貫弍百五匁分三厘

但元六拾弍貫五拾匁分三厘

町借口入銀御貸付之利銀之分

合弍百四拾七貫四百七拾七匁八分七厘五毛後勸請辻

但此内壹貫四百三拾四匁四分八厘御貸銀残り現銀之分

外 五百拾壹匁分五厘

当り違外究出不足銀

享保十巳年分御貸付方御算用書取

役人小田仁右衛門

一銀弍百九拾四貫九百弍拾六匁五分四厘

但此内弍百四拾七貫四百七拾七匁八分七厘五毛を先勸請之、四拾七貫四百四拾八匁六分六厘五毛ハ御米銀方時鷹九郎右衛門より請之引合右辻請之

一同五貫四百弍拾六匁八分八厘弍毛

但新借元銀五拾四貫九百六拾五匁三分七厘五毛御貸付

銀之利銀

一同弍貫八匁八分八厘

但利安元銀四拾貫九百弍拾目九分三厘弍厘御貸付之利銀之分

一同四貫九拾八匁弍分五毛

但兩人口入銀元四拾貫九百八拾目弍分五厘御貸付之利

銀之分

一同六貫弍百三匁弍分三厘三毛

但町借口入銀元六拾弍貫三拾弍匁三分御貸付之利銀之

分

表1 享保21年(元文元年)の「御蔵本日記」に写された諸算用帳一覧

月日	名 称
3.7	遠石浦享保20年正～12月帆別銀・酒場運上銀并市地料取立算用 享保18年9月19日～享保20年7月蔵本札座から本締江銀札銀受払算用
3.8	お幸様台所享保19年4月～同20年間3月米銀方受払算用 (※享保20年5月～同21年3月分が10月9日条に記述)
3.16	享保20年諸浦運上銀書取 享保19年5ヶ村見取紙仕入米銀受払算用
3.29	享保20年間3月～同12月20日徳山蔵銀子大豆諸払方算用
4.3	奥廻城山下摺算用
4.4	浦山薪立下摺算用
4.5	享保19年分米銀請払方算用
4.13	奈古小払方享保20年3～7月御米銀其外請小払方算用 奈古川口寅(享保19年)6～卯(同20年)7月諸運上銀請払方算用
5.3	徳山諸作事享保19年9月～同20年7月米銀其外算用 富田3ヶ浦享保20年4月26日～同21年2月帆別銀酒場馳走銀下村福川市地料取立算用 享保20年分下松浦帆別銀等、久保市岡市埜市地料銀取立算用
5.11	所務方享保19年分米銀取立算用
5.16	享保21年正～2月下松浦帆別運上卯年分久保市酒場馳走銀取立算用 享保20年分富海浦帆別運上酒場馳走市地料取立算用 奈古勘場小払方卯(享保20年)8月～辰(享保21年)2月米銀請払算用
5.17	札方享保20年10月20日～同21年3月25日正銀札銀請払算用
5.22	享保19年家中并地方馳走取立算用
6.29	大請方享保20年分米銀受払算用
9.23	享保19年11月25日～同20年11月18日大坂蔵屋敷米紙代銀受払算用
10.29	須万村勘場小払方享保20年8月～元文元年7月御用米請払算用
11.12	徳山遠石浦享保21年正～7月帆別其外運上銀并市地料夏納銀算用 富田3ヶ浦享保21年3～7月帆別其外運上銀并市地料夏納銀算用 下松浦享保21年3～7月并久保市岡市埜市夏納銀算用
11.19	江戸米銀方享保19年11月参勤道中より元文元年5月下り道中迄金銀其外方請払算用 竹次郎様・久米三郎様享保20年11月15日～同21年5月15日米銀方請払算用 地山方享保20年8月～同21年7月畠薪其外売払物代銀取立算用 御船手享保20年12月～同21年7月米銀方請払算用
12.17	徳山米銀方享保20年11月～元文元年7月金銀米大豆算用 享保20年分所務方米銀方取立算用 享保20年10月～元文元年8月栄谷御用紙渡万請払算用

「御蔵本日記」よもやま小話(吉積)

一一一

以上三百拾貳貫六百六拾二匁五分三厘

内

七百五拾九匁八分

但山田三左衛門請取状不足引之

貳貫六百七拾貳匁壹分四厘九毛

但請銀之内不足引之

残而三百九貫貳百三拾壹匁六分壹厘壹毛

享保十一年年分請辻

此内九拾三貫三百五拾五匁五分三厘四毛御貸付残り現銀
之外外二七百五拾九匁八分

但山田三左衛門請取状不足之分

貳貫六百七拾貳匁壹分四厘九毛

但請銀不足之分

七匁八分五厘

但利銀取立不足

合三貫四百三拾九匁七分九厘九毛突出不足辻

未五月十七日

右兩年分三而銀高三貫九百五拾目九分四厘九毛引負辻也

一小田仁右衛門、此間御定勘御代官所毎日罷出候、今日

於御蔵本御尋之儀有之、就夫無何と御代官所より御蔵本

罷出候様ニ申遣候、早速罷出候事

（中略）

一望月弁右衛門、追而内蔵殿御呼出被仰渡候趣は小田仁右
衛門、右御役中相違銀之事御尋被仰付候処、兎角申分無
之候、依之知行被召放、先揚屋江被遣被置、妻子御構無
之、其内御領内不被差免候旨、御書付ヲ此段可申渡通、
弁右衛門へ被仰渡候、尤仁右衛門宅欠所被仰付之旨也

これは、御貸付銀の決算にあたって、享保九・十年を担当し、
享保十二年当時江戸御留守番を担っていた人物、御勘定手子の
小田仁右衛門に帳簿と決算残額との間に齟齬のあることが露見
し、その詮議のことを写しとつたものである。このように決算
の中味を記録しているのだが、当該日記にはこのような事項毎
の算用書（決算書）が多数筆写されており、藩の中樞にあたる
蔵本の役割を如実に物語っている。享保二十一年（元文元・一
七三六）の当該日記に引写された算用の項目を拾い集めたのが
表1である。

なお、この事件、どう収束が図られたのか。

同文庫「記録所日記」享保十二年（一七二七）六月三日条に
こう記述される。

一小田九兵衛大番所迄出仕之趣は、先頃遠慮被仰付候処、此間首尾能被差免候、御礼之右被差免候節、不快罷在候処今日遂出仕候由、但九兵衛遠慮之趣は彼者甥小田仁右衛門御貸付方算用不埒之儀有之付而、仁右衛門儀揚り家へ被遣候、依之九兵衛儀も遠慮被仰付候也

小田仁右衛門の不始末により、叔父の小田九兵衛も連座して遠慮を仰付けられていたことがわかる。

二 反古紙の話 — 文書の廃棄 —

宝暦六年（一七五〇）九月十九日条にこういう記述がある。

一 御勘定所へ左之通

一反古六貫百目

但享保式十年（一七三五）以前御客屋御船手御算用帳、

元文五年（一七四〇）申八月より寛保三年（一七四三）

亥八月迄御新宅御台所御算用帳三勘定分、寛延三年（一

七五〇）申八月より宝暦式年（一七五〇）申七月迄富田・

富海浦御連上帳式勘定分、巳午未三ヶ年分遠石祭市御連

上帳共に右御蔵元御用トシテ御差出可有之通伊藤市兵

衛（※勘定所）へ正手紙差出之、左候而反古御作事方御

用トシテ相川萩右衛門（※作事方）方相渡候事

表向きは、反古紙調達の話だが、逆に当時どういふ文書が作成され、反古紙として廃棄されたかがわかることになる。反古紙に関する記事を拾い上げたのが表2である。

なお、元禄七年（一六九四）六月十八日条には、反古の値段が、一貫目当り銀四匁の相場だと記される。ちなみに六月八日、売付米が銀百目当り二石五斗（一石当りにして四〇目）に定められている。

三 藩領内の戸口（宗門究め）

明和元年（一七六四）十月五日条に徳山藩総人数の記述がある。

一 御領内宗門究相済二付、惣人数書取差出候二付、今日御

当役御逢被成候、人数左之通

一 惣人数三万八千百三拾五人

右之通之事

次のように安永四年（一七七五）二月二十四日条に、城下徳山村の家数の変化が物語られ、家普請について決裁者が、代官からトップ当役へ変更されたことがわかる。

覚

徳山村之内近年家数相増候由、相聞候、是迄は御代官役了

表2 復古(文書廃棄)の記録

年月日	概要	
寛保3 (1743) 6. 17	復古10貫目	武具方御用ノ洪紙拵として
宝暦元 (1751) 正. 23	復古980目	御用につき御勘定所有掛のうち無用の分指出しの命
宝暦6 (1756) 9. 19	復古6貫100目	享保20年 (1735) 以前客屋船手算用帳 元文5年 (1740) 8月～寛保3年 (1743) 8月新宅台所算用帳 寛保3年 (1743) 8月～宝暦2年 (1752) 7月富田・富海浦御運上帳 巳午未(寛延2・3年、宝暦元年 (1749～1751)) 遠石祭市御運上帳
宝暦7 (1757) 2. 4	復古4貫	寛延3年 (1750) 6月～同4年 (1751) 5月お幸様御台所算用横帳14冊 宝暦2年 (1752) 5月～10月□□六兵衛御算用帳7冊 延享2年 (1745) 10月～同3年 (1746) 11月西御新宅御台所御算用帳18冊 延享元年 (1744) 2月～同2年 (1745) 9月秀之助様御御台所御算用帳22冊 寛保2年 (1742) 8月～同3年 (1743) 正月東豊井塩浜御運上取立方算用帳6冊 寛保3年 (1743) 2月～同12月東豊井塩浜御運上取立方算用帳18冊
宝暦7 (1757) 6. 7	復古3貫800目	ほか諸所取合帳6冊 寛保3年 (1743) 8月～延享2年 (1745) 7月御新宅御台所御算用帳28冊 延享2年 (1745) 閏12月～同4年 (1747) 7月御新宅御台所御算用帳20冊 延享元年 (1744) 正月～12月御新宅御台所御算用帳14冊
宝暦11 (1761) 8. 10	御用復古払底 5貫600目	延享3年 (1746) 以前の下札留帳〔比内追々差出〕4年分、〔後年も追々1ヶ年分差出〕

簡を以被差免来候得共、自今願出有之候は、御当役御聞届可被成との御事

未二月

御代官所

御蔵本

この宗門究めについては、こういう話も書き留められている。
寛延三年（一七五〇）八月十八日の記述。

一 黒川十右衛門（※寺社町奉行）申出候、頃日御家来中名替多、宗門帳指問候通二付、相伺候処、宗門帳宰相等相調候分は、前々之名二而、先当年は相濟候様二との御事二付、其段十右衛門へ申達候事

翌年九月七日条には具体的に、計一八名の名替えが許されたとある。宗門究めの作業が錯綜し遅延を来す事態を招いたという事実。当該日記に宗門究めの終了とともに記録される領内総人数を拾うと表3のとおりになる。

正徳四年（一七一四）に比べると、寛政七・十一年（一七九五・一七九九）は四四%も増えている。なお、宗門究めは例年九月〜十月に行われている。安永三年（一七七四）の場合は年をまたいで翌年三月十八日条に結果が記されている。

「御蔵本日記」よもやま小話（吉積）

表3 徳山藩の総人数

正徳 4 年 (1714)	2万9685人 (九月十一日条)
享保 19 年 (1734)	3万2803人 (九月二十六日条)
元文 2 年 (1737)	3万4083人 (九月十三日条)
延享 4 年 (1742)	3万9560人 (九月二十四日条)
宝暦 6 年 (1756)	3万6789人 (九月二十日条)
同 11 年 (1761)	3万6878人 (十月三日条)
同 12 年 (1762)	3万6473人 (十二月二十日条)
同 13 年 (1763)	3万7647人 (十月十一日条)
明和元年 (1764)	3万8135人 (十月五日条)
安永 3 年 (1774)	3万9075人 (翌年三月十八日条)
寛政 7 年 (1795)	4万2823人 (十二月十日条)
同 11 年 (1799)	4万2745人 (十二月八日条)

四 御犬の一斉追放

寛政十二年（一八〇〇）三月晦日条にこのように記される。

一 御所帯御差間、御候約筋二付、御犬不残明後日より被召放、犬扶持勘渡不被仰付候、尤も御家中並御領内において望之者有之候ハ、遣可申、他所江ハ遣申間敷候事、右之通御沙汰之趣御獵方之者江申聞候様小使所頭取清右衛門江申付候事

但亀吉・彦三郎方ニ御預ケ之犬壹匹有之候二付、其段彦三郎方江手紙ヲ以申達候事

財政逼迫の折から、それまで支給されていた犬扶持は賄い得ないことになり、寛政十二年四月一日より、これまで藩で飼育していた犬を一斉に解き放つことになったという話。

五 唐船 下松浦滞船事件

安政二年（一八五五）二月二十六日条に次のように見える。

唐船、つまり中国船の瀬戸内における珍しい滞船漂着事件の記述。長さ一八メートル余、乗組員一九人、船長宋福盛、積荷は荳餅（ニテロヒン）とも「アフラス」とも原本にふられる。

日向の秋月藩（現宮崎県）領内に漂着した唐船が長崎へ送船される途中、またもや悪天候に見舞われ、難をのがれるべく下松浦へ入港を遂げたという事件。

一日向之内秋月佐渡守様御領分江漂着之唐船、此度御彼方様より長崎表江御引送り相成、追々渡海、今朝佐賀之関出帆之处、風波悪敷、宮洲西浦江入船之趣を以下松町役人より届出候由、町奉行処より申出、左之通り

口演

先達而佐渡守様領内江唐船漂着ニ付、此度長崎表江引送候間、豊前国小倉通り可致渡海候間、兼而浦触差出置、追々渡海、今朝細川様御領海佐賀之関出帆之处、洋中風波悪敷、無抛当津江致入船候、右御案内申述候

秋月佐渡守内

二月廿五日

財津十太郎

城志津馬

当津御役人中様

一右ニ付早速御役人出張被仰付、左之通

町奉行役

福岡彦左衛門

同下代

兼崎悦介

御徒目付トシテ御買物方御徒目付 杉浦種治

種治雨具持荒仕子宅人

右之外御付人等不及沙汰候事

一右ニ付早速番船被差出候ニ付、御船手都合役浅見栄三郎呼出、其段相達候、左候而漕船等仕向相成候様是又及達候事

但番船之儀ハ島通ひニ而中船頭小林台吉差出候段申出候、漕船等之儀は差掛り候義ニ付奉行処より直様取計

□□下松浦ニ而雇立相成候積ニ相成候事

一此番船ハ唐船出帆之節、小林台吉乗船其外小船頭船の舸子等乗組ニ而三田尻迄付添被差越候也

但御役人船之处江当ル也

一下松ニ而ハ諸事都合宜敷様取計ニ及ひ可申通り、奉行役福岡彦左衛門江被仰付有之、漕船も彼浦ニ而取計差出、唐船之廻り江乗り廻し置、左候処

一 漕船 拾五艘

六人ツ、乗組櫓三挺立之積り也

但船印等御船手方より差越候

一 奉行役福岡彦左衛門下松江差越候上、注進之趣ハ宮洲沖江唐船滞船二付、今日下松町迄出張様子聞繕候処、都合相変儀も無御座候、尤順風次第二而ハ早速出帆仕候趣ニ相聞申候、何そ相変儀も有之候ハ、追々可及注進候故及注進候間、御当役江申達候事

一 又々同人より秋月佐渡守様御領内江唐船漂着、長崎表江御引送り相成候二付、過ル十九日出帆ニ而追々渡海之処、昨朝已来洋中風波悪敷無擧下松浦江入船二付、下役兼崎倅介儀、御彼方御役船迄差遣何そ御用向も有之候ハ、無御用捨被仰聞候様、尚又漕船等仕向申付度段申聞候所、御彼方副使川崎乾一郎と申者罷出申聞候趣ハ、段々御丁寧之御取扱御念入之儀奉存候、右二付而ハ海上も至而不案内之事故、漕船等之御仕向被仰付候ハ、何卒御手当被仰付度々申述候、然ル処細川様より漕船式拾艘、稲葉当太郎様より五拾艘、其外様よりも式三拾艘位差出候趣内々倅介聞繕候由、然ル処此於御方様ハ拾五、六艘位も御仕向相成候ハ、可然哉二考申候、左候而外二役人付添之御手船壹艘御差出相成

候方御都合宜哉ニ相考申候、諸家様よりも役人付添之御手

船夫々被差出候趣ニ御座候間、何分之趣御当役江被仰伺、

早々御答被仰越候様且端書を以申越候ハ、漕船差出被仰付

候得ハ御領海限りニ而可然哉、又ハ何れ迄送り方相成候而

宜敷哉、本家様御領海ニ相成候得ハ引取候而可然哉、此段

も被仰伺可被下候通旁及注進候間、御当役江申達候処、漕

船之儀御領海限りニ而可然何分御不都合不相成、宜敷取

計候様旁及返答候事

一 福岡彦左衛門より唐船乗組人数付差越、左之通り

船長サ拾丈一尺五寸

中壺丈八尺六寸

深壺丈貳尺

大帆柱長七丈八尺

積荷壹餅

大清国江南蘇州府大倉州崇明県參伯肆拾肆号宋福盛商

船

在船十九人

船戸宋福盛

船工顧大全

宋加興

陳春銷

龔春和

錢壽

王天寿

張全

姚大全

顧春

龔洪如

陳明元

沈開中

陳大和

沈元圭

包大利

沈錦德

顧範成

注福生

以上十九人

霜月十五日

大風流ル

右之通夫々及取計唐船滯船之事

六 百歳が、百五歳がいた！

弘化四年（一八四七）二月二十日条にこう見える。

一 須万村兼田畔頭有吉熊太郎組伊右衛門と申者、当年九十

九歳罷成候ニ付百歳之年賀御祝候つるは年賀餅献上仕度

段彼村代官江伺出候由を以代官より伺出候ニ付、御当役

申達候所、差出候而可然との儀ニ付、其段兼而代官江申

達置候処、左之通

一年賀餅壹重充 白木代居（吉積）

御両殿様江

一同 壹重

右御藏本御用所向江

右之通今日差出候ニ付御両殿様之分夫々添手紙差出候、尤

持夫之儀は彼村より罷越候者伊右衛門孫之由ニ付、其俣召

仕、才料之儀ハ御藏本増小使之内へ申付候

須万村（現周南市）百姓伊右衛門が九九歳なので一〇〇歳（吉積）

祝儀として、殿様と藏本へ祝餅を献上したという話。

次のように、安永七年（一七七九）七月朔日条に一〇〇歳に

達した人物の記述が見え、一〇〇歳に達すれば米三俵が給与さ

れていたことがわかる。

覚

四郎谷伊介組 長五郎父新六

右当年百歳ニ罷成、稀之長寿ニ付御祝儀八木三俵被下置候

間、其段御沙汰可被成候通、御代官池田左内へ申達候事

当該日記に出て来る最高齡は、次の一〇五歳である。天保五年（一八三四）五月十三日条。

一御代官所より申出、左之通

覚

富田村畔頭友蔵組百五歳、清六父庄三郎右百歳已上

ニ付、御扶持方被下置候处、昨十二日病死之段、届

出候事

午五月十三日

御代官所

届け出た直後の死とは哀しい。

寛政六年（一七九四）八月二十一日条に、初めて長寿者探索の記述が出て来る。そして、同年十一月朔日条に「御領内在町八十歳以上、長寿之者江為御酒代鳥目式百文ツ、被下候事」とある。

近世、男女人口比で男性が女性を上廻る。

先述の徳山藩領総人数の例では、寛政七年（一七九五）の場合、男二万二七一七人に對し女二万二八八人、一〇〇對八八であ

る。一〇〇歳以上の長寿者の記述が当該日記に八例認められるが、男女比は五對三で長寿者も男性が女性を上廻っている。安政四年（一八五七）五月二十八日の九〇歳以上の長寿者への祝い料理の支給対象者は、計二四名で男女各二名ずつである。また、老々介護ともいえる話が、享保九年（一七二四）五月九日条にこう見える。

一池田権右衛門（※代官）申出候、大井村庄屋中原口兵衛支配畔頭佐七組おつう伊兵衛と申兄弟之者御座候、纒屋敷式敵拾歩之所ニ罷居候、地所地下御百姓取続方便無御座ニ付、伊兵衛儀拾年以前ニ御理申、萩市中寺奉公仕居候兄弟之老母の九拾九歳ニ罷成候、式拾ヶ年も行歩不相成候、伊兵衛六十三歳・姉おつう六拾七歳ニ罷成候、兄弟互に田舎珍敷孝行人ニ而伊兵衛奉公之身柄、毎月夜ニハ度々食餌等調母見廻ニ罷越候、尤扶持方之内少々宛行、将又おつう儀、年寿候故地下向之業も不相叶、第一右之心入故外様へ出不申、老母心添昼夜仕候寒中ニは老母手足を身ニ添少々之間も寒不申様ニ随分入念養育仕候、尤薪等別而業不相叶候得共八幡馬場江參、木葉等住所火を絶シ不申、食餌等入念給せ申候、近所之者共情ニ而且々渡世仕候、平生之志神妙之段兩人役迄内々被申出候、尤

庄屋・畔頭よりも権右衛門方へ覚書等差出候ニ付、委細之趣・三郎左衛門殿申達候処ニ、右兄弟之最老極之母江孝養之致し方諸人ニ勝レ末々之者寄特之心入御感被成候、依之八木式俵被下候間、沙汰可有之通以御書附三郎左衛門殿被仰渡候事

六三歳と六七歳の姉弟が、九九歳の老母をまめに養生していることに対し、米二俵が下賜されたという話。

一〇〇歳以上の長寿者の居所と名前を列記すると、一〇〇歳が既述の四郎谷の長五郎父新六（安永七年七月朔日条）・夜市町の伝母母（安永九年三月十三日条）・富田村庄三郎（天保元年正月十七日条）・夜市村七歳父権右衛門（天保二年正月十三日条）・須万村兼田の伊右衛門（弘化四年二月二十日条）・福川村七右衛門母いそ（嘉永五年十一月八日条）、一〇一歳が、栗屋村金左衛門祖母ふき（天明四年四月三日条）、一〇四歳が西豊井村重郎右衛門父市郎右衛門（享和元年二月二十七日条）、そして一〇五歳が既述のとおり富田村の清六父庄三郎（天保五年五月十三日条）となる。

七 朝鮮通信使の舸子に雇われた奈古浦人

宝曆十三年（一七六三）七月十一日条に次のように見える。

同年来日の朝鮮通信使一行の対応に關わる船の「水主（水夫、舸子）」として豊後竹田（現大分県）藩から雇用請負いの要請について奈古浦（徳山藩領の日本海側の飛び地で現山口県阿武町）の浦人、つまり漁民八人を承認したという話。

右同人（※代官役遠藤孫左衛門）申出候

一 此度朝鮮人来朝ニ付、九州豊後竹田之殿様、水主に御雇被遊候、高請仕候者之儀ニ付、私共召抱度と相談仕候へ
八 何とぞ来ル八月より来二月迄地下御暇御願申上候、願之通御免被遊被遣候様被仰上可被遣候、此段奉頼上候、
以上

未七月

甚右衛門 久之允 与七 万右衛門 伴介 八左衛門
三郎 助左衛門

浦御庄屋

吉崎惣七殿

右願書之通願出候条、願之通被遊御免候様被仰上可被遣候、
以上

同日

吉崎惣七

右之通願出、願之通被差免候間、入念宜敷申付遣候様
御沙汰可有之通、孫左衛門へ申達候事

八 オランダ人の通行

享保二十年（一七三五）八月八日条に次のように記述される。
オランダ人の陸路往来は珍しかった。

一 従江戸長崎へ被指下候阿蘭陀人壹人、今昼九時、当表（※
徳山城下）無支罷通候、兼而御沙汰之通河合伴蔵儀、跡
無子被仰付候、尤花岡より之跡無子徳山町迄參、当町よ
り伴蔵相勤候事

翌九日条には、こう見える。

一 阿蘭陀人先払貳人、うけ野町迄相勤、八時罷帰候事
一 阿蘭陀人壹人、昨晚富海暮時分着仕、無支今朝八半時出
足、指問之儀無之候通飯田瀬兵衛・河合伴蔵より御注進申
越候通、御当役へ申達候事

さらに同月十日条にはより詳しく接待のようすがこう記され
る。

一 阿蘭陀人、才料共ニ上下拾八人、去ル八日之晚富海町止
宿ニ付、宿三軒ニ而八日晚より九日朝迄一汁五菜・酒三
通とかな仕出之、尤夜分吸物酒共賄諸入目左之通、下目
付究之前ヲ以御勘渡被仰付候条、其段御沙汰可有之通、
飯田瀬兵衛方申達候諸入目左之通
一 銀拾匁六分八厘

白米貳斗三升五合代

但上下拾八人、八日晚より九日朝迄、尤下宿三軒ニ
而賄之料理人四人通ひ七人共ニ

一 銀拾八匁式分

但鯛・鱸・あら・くろ・ゑぞ共三宿ニ而遣之

一同式匁

但いりこたこいか代

一同式匁式分五厘

但玉子三十・うなき三本代

一同壹匁

但鯉四ふし代

一同貳拾七匁

但極上酒貳斗貳升五合

一同五匁六分

但灯油壹升六合代

一同八匁式分

但味噌・醬油・酢代

一同七匁六分八厘

但れんこん・午房・椎茸・豆腐・いもからくすのり・奈
良漬・茶・白はし・わらし十足代共ニ

一 壹匁五分ろうそく六丁代

一 八匁□東代

一 六分たはこ壹斤

以上、九拾三匁壹厘

内

拾式匁六分

但右才料共ニ拾八人旅籠代トシテ受取之

残八拾目四分壹厘入増

なお、このところの記述については『防府市史 通史Ⅱ近世』（七三二・七三三頁、平成十一年三月刊行）に抄録されている。

九 往還道にまつわる話

元文五年（一七四〇）七月二十六日条にこう記される。

一 御領内往還道通ニ有之候火葬場、向後被差留候、替地相応之場所、兼而御沙汰有之於地山方見合被仰付候、地方申談替地之場所致差図同様に山方福間与三左衛門江申達候、尤御代官光井清右衛門・町奉行河合伴蔵江申達候事

一 川崎東ノ端

一 同所西田中之畔

一 富田新町西ノ端

一 福川御蔵之脇

一 富海式ヶ所

一 浦石海手

一 右被差留候事

この記述によると、往還沿いには火葬場が点在していたことになる。

同じ往還筋の話として、徳山藩領内の往還筋の水道、つまり側溝に蓋が設けられたという記述が見える。明和五年（一七六八）六月二十三日条。

一 御領内往還筋水道蓋、就被仰付候、河野彦七儀、御算用役被仰付候間、中村久右衛門方受差図可相勤通御沙汰相成候、尤右ニ付入用御□□墨□候、追々可被相渡通ニシテ買物方へ御渡遣候

そして、同年七月十一日条には、水道蓋都合役がこの日退引したことを記している。

一〇 桜馬場の桜補植

安永八年（一七七九）八月晦日条に次のように見える。

一 中村小左衛門（※作事奉行）申出候

一 桜三拾本

右桜馬場、桜近年段々枯候ニ付、野桜掘出之儀申出、
地山方へ申述候、掘出持出夫之儀は御代官所へ申述
事

往還松補植の話も出てくる。元禄八年（二六九五）正月十四
日条。

一 佐久間三左衛門へ去秋往還筋へ植松被仰付候分、大形か
れ候由持□之□□畔頭へ手堅申付、田嶋抱之百姓より急
度植候様可申付之由被仰渡候事

一一 屋根葺き職人の交替

元禄八年（二六九五）七月十二日条にこうある。

一 奈古屋弥一兵衛申上候、檜皮権右衛門、依願当春御暇被
遣候、替者此間方々聞合せ仕せ候処ニ長府者之由、甚五
右衛門と申者、歳廿六ニ相成、親ハ毛利甲斐守様御扶持
人かやふき之由、右之甚五右衛門徳山町福川町ニ縁者有
之、造成者之間ニ付職人□□故二三日以前御作事御やと
い、曾木へかせ候、朝之六ツより晚七ツ半迄三千六百枚
へき申候、蕃木にして九丁にて御座候、如願細工人ニ御
座候間被召置可然由、玄蕃殿御聞届吟味仕可置通被仰
渡候事

「御蔵本日記」よもやま小話（吉積）

屋根葺き職人が、檜皮葺きの権右衛門から曾木葺きの甚五右
衛門に交替したという話。甚五右衛門は、二六歳、長府藩お抱
えの茅葺き職人を父とし、徳山藩領の徳山・福川両町（ともに
現周南市）に縁者があつた。抱えるにあたり事前に曾木葺きの
腕前をテストした旨（日中半日余りの間に曾木へぎ三六〇〇枚
をやりとげた）のことが記されて面白い。

一二 安政大地震の江戸視察

安政三年（二八五六）五月十九日条にこのような記述があ
る。

一 御作事奉行より左之通

瓦葺 近右衛門
同 同人倅 □□

去年江戸大地震ニ付江戸被差越候職人

右御用相済、去月廿五日江戸出足、今日帰着之段届出候
安政二年十月江戸で発生した大地震に徳山筋を以被差免來候
得共、自今願出有之候は、御当役御聞藩が瓦葺の専門職人を
派遣したとはこれまた面白い。視察報告がなされたはずだが。
なお、徳山毛利家文庫には、「江戸大地震ニ付寺々町々方より
献納名前附立控 安政二年」一冊（寺社町方 246）がある。

一三 こやし代（厩掃除代）

宝暦元年（一七五二）四月十一日条にこう記される。

御厩御算用役へ左之通

一 銀四匁九分六厘

但未（※宝暦元年）ノ三月分御厩掃除代

一同三匁三分

但未ノ四月分より老ケ月御厩掃除代

右御厩之分櫃方御用ニ候間、亀谷小兵衛方江被売渡掃除代

銀前書之通取立可被備御算用広六兵衛手紙遣之

やらのに、同二年八月十一日条にはこうある。

一 田中佐左衛門（※兩人役筆者役）申出候

一 銀六匁三分

右御厩当月分こやし入札ニシテ落札前書之通之事

また、翌九月二日条にはこう記されている。

一 田中佐左衛門申出候

一 銀拾式匁六分五厘 吉屋丁仁兵衛

右御厩九月分こやし落札代銀之由也

毎月微々たる金額とはいえ、入札の上、藩への収入になる

ことには間違いない厩の糞尿の掃除代、つまりこやし代（こ

やしは櫃栽培に利用）も決して軽視される話ではなかった

と見える。ちなみに宝暦二年十二月九日条の売付米は銀一〇〇

目当り一石六斗九升（二石当り銀五九・三匁）である。また、

同年四月朔日条には御厩御用品値段段定の記述がある。粉糖四

〇九月分で一石当り丁錢四三八文、十〇月分同じく六二〇文、

そして、馬沓一〇足が錢四二文。

一四 徳山藩にも土図あり！

宝暦九年（一七五九）閏七月朔日条に次のような記述がある。

一 江戸御居間御用之土図、砂四斗桶式俵調、今便大坂迄差

登候、彼地より大廻を以差送候様申遣候事

江戸藩邸御用の土図とは何だったのか。砂が四斗桶に二俵用

意され、徳山から大坂經由の船便で送られた土図とは？それに

しても、今日、県立山口博物館にのこる重要文化財「防長土図」

（防長両国を立体模型で作った南北約三メートル、東西約五メ

ートルにもなる大型の地図）以外にも他藩で土図が制作されて

いた。

一五 大坂の米相場

当該日記には米価と銀銭の為替相場がために記されているが、

これらについては、別稿を用意したいと思っている。藩は社会

の景況に目配りを怠らなかつた。その証拠がこの日記であると言つてよい。日記には情報収集、情報管理の痕跡が如実に示されている。

特に歳暮には決済を確定するために米価が定められた。萩藩や周辺市場の米価を参考にしたことは勿論、大坂の相場が重要であつた。理由は定かではないが、表4に紹介するように、寛政期に限つて集中的に大坂米価の記述が見える。江戸から徳山への飛脚便が大坂経由でもたらされるが、それに米価の情報か添えられたのである。萩藩の米価として『佐藤寛作手控』（昭和五〇年佐藤栄作発行、山口県地方史学会編修、原本は山口県文書館の毛利家文庫・政理15）の南北御米御買値段が引用される。よつて、試みに寛政六年（一七九四）を引き合ひに出すと、二月十二・十三日時点、大坂相場が肥後米五八・一〇五九・五〇、筑前米五六・九〇五八・四〇、中国米（長州米）四七・六〇、四八・八〇、そして徳山米が六一・八〇である。『佐藤寛作手控』では同年の価格が銀百目当たり一九・一石で、米一石当りに直すと五二・四〇となる。が、当該日記に徳山藩の地元和米価格がどこにも記録されず、十二月十一日条に「一御領内地町江例年之通御買付米値段段相成ニ付横紙付立を以左之役所江相達候」とまで記されるが、肝心の米値段段は記述されていないの

である。この年、十一月以来六回も大坂米相場の情報もたらされて異常だが、全く米の地元和米値段が明らかにされたものが見当たらないというのも不思議である。

なお、表4に見るように徳山米は高価であつたことがわかる。

一六 富田新町の端午牛馬市 — 不況の象徴 —

寛政八年（一七九六）五月五日条にこう見える。

一堀田弥右衛門（※寺社町奉行）申出左之通

一富田新町牛馬市、近年者年増不繁昌ニ付去年共ハ牛

馬参り不申候、当年も決而参り不申様奉存候、古ニ

付而ハ壱疋も御役人中御差出被仰付候儀ハ御被申上

度奉存候、此段宣様被仰上可被下候、奉頼候、以上

四月晦日

中村金右衛門

藤井四郎左衛門

□村為助様

右之通申出候趣を以申出ニ付御当役申出候趣申出通被仰

付候通、弥右衛門へ申達

猶下目付差出不申候様御目付方へも申達候事

牛馬市の衰退と閉催を簡潔に物語っている。

牛馬市の記録は正徳元年（一七一二）が最古で、その後の展

表4 「御蔵本日記」に見える寛政期の大坂の米相場

(1石当り、単位匁)

年号	月日	加賀米	肥後米	筑前米	中国米	徳山米	備考	佐藤寛 作手控 の南前 米価
寛政元 (1789)	[4. 19]		67.9	63.9	56.9	70.5		49
寛政2 (1790)	3. 10 8. 8 [10. 11] (10. 23)	45. 6 53. 7	53. 4	5匁. 5 56. 8 57. 5 56. 5	43. 3 44. 7 50. 0 48. 0		5/29 大向村へ留所米売 下げ52. 5	51. 3
寛政3 (1791)	4. 9 6. 7. 8 6. 18 (9. 14)	47. 5 52. 8 70. 5	59. 5 57. 2 57. 55 55. 0	51. 0 51. 0 46. 5 57. 25	43. 0 43. 0 48. 0 60. 1	53. 0 53. 0	4/17 大道理村へ飯米売 下49. 14 7/29 奈古村へ米売下げ 53. 5 9/29 浜崎蔵古米売払い 67. 63	66. 7
寛政6 (1794)	(11. 22) ⑪ 8	<古米> <新米>	59. 7 60. 6	58. 5 56. 8	48. 4 50. 8		⑪/17 大井村へ売下げ 56. 5	52. 4
寛政7 (1795)	[⑪] 29 (12. 2) [12. 5] 12. 12 [12. 13] 正 13 (正 25) 5. 9 6. 27 7. 8 9. 15 10. 25 11. 7		60. 3 58. 3 59. 0 58. 1 59. 5 56. 7 55. 3 60. 8 63. 2 67. 6 72. 9 75. 9 77. 9 82. 8 77. 8	59. 2 58. 7 57. 1 57. 8 56. 9 58. 4 55. 4 58. 1	49. 1 49. 2 47. 4 48. 0 47. 6 48. 8 46. 7 50. 4	63. 9 61. 3		80
寛政8 (1796)	正 23 2. 24 正 26 正 27 2. 7 11. 7 11. 10	58. 2 62. 8 68. 1 <古米> <新米>	63. 2 67. 6 72. 9 75. 9 77. 9 82. 8 77. 8	63. 2 67. 6 72. 9 74. 9 76. 8 81. 9 76. 1	53. 0 56. 7 61. 8 63. 1 66. 1 67. 4 64. 4	65. 8 69. 7 76. 1 77. 1	10/21 大井村へ売下げ1 俵30. 0	69. 7
寛政9 (1797)	2. 24 正 26 正 27 2. 7 11. 7 11. 10		75. 3 71. 15 73. 2 71. 0	72. 1 68. 0 69. 5 67. 2	64. 4 55. 7 60. 4 59. 2	78. 5 74. 7 75. 3 74. 1		55. 5
寛政11 (1799)	11. 7 11. 10					67. 5 67. 8		53. 6

(注) ()は「御蔵本日記」の日付、[]は大坂出船日、月の○印は閏月、佐藤寛作の米価は原本は銀100目当り

「御蔵本日記」よもやま小話(吉積)

表5 富田郡内の産牛市の市況

年号(西暦)	日記 記載 月日	市場開催日	牛			馬			計			備考
			出頭数 A	売却数 B	B/A×100	出頭数 A	売却数 B	B/A×100	出頭数 A	売却数 B	B/A×100	
正徳元(1711)	5月6日	(5月5日)	393	90	22.9	62	18	29.0	455	108	23.7	
正徳3(1713)	5月8日	5月5日							257	105	40.9	
享保15(1730)	5月6日	5月5日	184	82	44.6	74	15	20.3	258	97	37.6	
元文元(1736)	5月6日	?	245	151	61.6	108	62	57.4	353	213	60.3	
元文3(1738)	5月6日	5月5日	78	36	46.2	55	8	14.5	133	44	33.1	
元文4(1739)	5月10日	~5月10日朝	179	128	71.5	84	43	51.2	263	171	65.0	
元文5(1740)	5月10日	5月5日~	221	192	86.9	72	39	54.2	293	231	78.8	
寛保元(1741)	5月13日	~5月11日	168	151	89.9	119	54	45.4	287	205	71.4	
寛保3(1743)	5月14日	?	229	203	88.6	125	72	57.6	354	275	77.7	
延享元(1744)	5月15日	?	191	160	83.8	112	72	64.3	303	232	76.6	布市167反売
延享2(1745)	5月14日	5月4・5日同6~10月	99	69	69.7	59	32	54.2	158	101	63.9	布市107反売
延享3(1746)	5月13日	5月6日~10日	51	48	94.1	60	32	53.3	111	80	72.1	布市98反売(5月5日)
延享4(1747)	5月13日	?	148	117	79.1	46	23	50.0	194	140	72.2	布市94反買取 並上組2勾正 取立(寛保2年 ~(安永5年)免 除(4月23日)
寛延元(1748)	5月14日	?	94	65	69.1	38	16	42.1	132	81	61.4	
寛延2(1749)	5月16日	5月4日~8日	157	101	64.3	33	6	18.2	190	107	56.3	布市38反売
寛延3(1750)	5月14日	?	86	49	57.0	30	24	80.0	116	73	62.9	
宝暦3(1753)	5月13日	?	76			31			107	64	59.8	
宝暦4(1754)	5月13日	?		36			15		97	51	52.6	
宝暦6(1756)	5月13日	?	66	58	87.9	10	4	40.0	76	62	81.6	布買取なし
宝暦7(1757)	5月13日	5月6日~9日							114	98	86.0	
宝暦8(1758)	5月13日	?	110	102	92.7	12	3	25.0	122	105	86.1	
宝暦9(1759)	5月14日	5月4日~5日	141	112	79.4	19	11	57.9	160	123	76.9	
宝暦10(1760)	5月13日	5月4日~8日	146	136	93.2	31	26	83.9	177	162	91.5	市に出賣出頭 毛馬2才(並3 尺7寸代組)180 目で購入。布 29反売 見世1 軒
宝暦13(1763)	5月14日	?	148	128	86.5	26	14	53.8	174	142	81.6	
明和5(1768)	5月24日	?										売残り馬10疋 明日御覽
明和8(1771)	5月22日	?	108	108	100.0	18	11	61.1	126	119	94.4	
安永2(1773)	5月20日	?	158	155	98.1	25	15	60.0	183	170	92.9	
安永3(1774)	5月18日	?	63	55	87.3	32	22	68.8	95	77	81.1	
安永4(1775)	5月27日	5月6日~	113	97	85.8	16	15	93.8	129	112	86.8	
安永5(1777)	5月23日	~5月20日	42	42	100.0	14	14	100.0	56	56	100.0	
安永8(1779)	5月17日	5月5日	82	82	100.0	12	10	83.3	94	82	97.9	
天明元(1781)	5月18日	5月5日~11日	81	76	93.8	14	10	71.4	95	86	90.5	
天明3(1783)	6月5日	5月5日~	43	43	100.0	6	6	100.0	49	49	100.0	6月4日振込引
天明7(1786)	6月4日	?	63	63	100.0	21	6	28.6	84	69	82.1	
寛政4(1792)	6月4日	5月5日~8日							50	48	96.0	
寛政9(1797)	3月18日	2/25 - 3/3~15頃	4	2	50.0				4	2	50.0	
計			3967	2937	79.5	1364	698	55.8	5849	3950	72.6	

開は表5のとおりである。延享元年（一七四四）からは景気浮揚策として布市も併催されたのだが、早くも宝暦六年（一七五六）には取引きなしになっている。なお、牛馬市は遠石（享保十五年四月十三日条）や奈古（文化十年四月九日条、文政四年三月十一日条）でも催されている。が、規模が小さく、富田新町の牛馬市が藩領内随一であった。

また、牛馬に関する記事を紹介しておく。享保七年（一七二二）七月二十三日条に、富海村で一七〇疋の牛馬が死んだとあり、宝暦六年（一七五六）六月十五日条には、去夏以来殊のほか牛馬が死んだため祈禱をくり返したが無効のため、同年十一月を初めとして七年に一度の湯立神楽を実施することにしたという。

同九年五月六日条には、同村の甚六が近年数回も牛を死なせ、四月二十一日にもさらに死なせた上に頼母子で買った牛も同二十七日死なせたため銀七〇目の借銀を願い出て来たので銀五〇目を無利、二ヶ年賦貸しとしたとある。栗屋村では文化元年（一八〇四）五月二十二日から九月十一日までに牛七疋、馬三疋を死なせたと九月十四日条に見え、とうとう翌年二月十五日条には、牛馬繁昌のため石地蔵を建立するに至ったとある。